

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																				
1	<p>(県税の収納の事務の委託の基準)</p> <p>第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(狩猟税に係る書類の様式等)</p> <p>第107条 [略]</p> <p>2 条例第125条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>狩猟免許に係る猟具の種類</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(県税の収納の事務の委託の基準)</p> <p>第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規則で定める基準 <u>(同項第1号に係るものに限る。)</u> は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(狩猟税に係る書類の様式等)</p> <p>第107条 [略]</p> <p>2 条例第125条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>																				
2	<p>(不動産取得税に係る書類の様式等)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>3 条例第59条第1項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>10 法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		3 条例第59条第1項	[略]	[略]		10 法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む	[略]	<p>(不動産取得税に係る書類の様式等)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>3 条例第59条第1項又は第2項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		3 条例第59条第1項又は第2項	[略]	[略]		10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む	[略]
条 項	書 類																					
[略]																						
3 条例第59条第1項	[略]																					
[略]																						
10 法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む	[略]																					
条 項	書 類																					
[略]																						
3 条例第59条第1項又は第2項	[略]																					
[略]																						
10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む	[略]																					

<p>。)、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)において準用する法第15条の3第3項</p>	<p>。)、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)において準用する法第15条の3第3項</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2 [略]</p> <p>3 条例第59条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～16 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 条例第59条第4項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～16 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。